

災害対策基本法の改正に伴う避難情報等の見直しについて

平成31年3月に国の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、住民が危険度やとるべき行動を直感的にわかるよう、避難情報等に5段階の「警戒レベル」を付けて発信することとなりました。

しかし、その後も、避難勧告で避難しなかった、避難が遅れたことによる被災などが解消されない状況にあったことや、「警戒レベル4」の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられ分かりにくいとの課題を改善するため、避難情報のあり方を包括的に見直す災害対策基本法の改正が行われ、令和3年5月20日から施行されました。

災害が発生し又は災害のおそれがある場合において、市民の皆さまの適切な避難行動につながるよう、引き続き、この度の避難情報等の見直しについて、周知徹底を図ります。

1. 避難情報の見直しの内容

- (1) 警戒レベル5  
 「災害発生情報」を「緊急安全確保」に名称変更
- (2) 警戒レベル4  
 「避難勧告」と「避難指示（緊急）」を「避難指示」に一本化
- (3) 警戒レベル3  
 「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に名称変更



※1 町町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせて始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

2. 周知方法

市ホームページ、防災行政無線、いずも防災メール、ポスター掲示  
 広報いずも、防災ハザードマップなど